

◎被災者の皆さんから多く寄せられる相談例（震災相談 Q & A）

H26.3.14

仙台弁護士会

○生活・支援・行政

Q 1 津波で土地の権利証，預金通帳，生命保険証券，実印，健康保険証などが流されてしまったのだが，権利はなくなるの？預金の払戻や生命保険は受け取れるの？健康保険は適用されるの？

A 大丈夫です。

- ① 権利証をなくしても権利はなくなりません。土地の売却も可能です。登記には、権利証のほか、実印や印鑑証明書も必要なので、権利証の紛失だけでは、誰かに勝手に登記される可能性は高いとは言えません。ただし、同時に実印や印鑑証明書も紛失された場合には、念のため、勝手に登記されることを防ぐ「不正登記防止の申出制度」を利用したり、印鑑登録している市区町村に紛失届けをし、新しい印鑑につき改印届をすることをお勧めいたします。詳しくは法務局や市町村へお問い合わせ下さい。
- ② 預金通帳や生命保険証書がなくなっても権利はなくなりません。ただし、悪用されないように銀行や保険会社に連絡をしておきましょう。払戻や保険金の支払いについては、被災された方に対し、預金通帳や保険証券がなくても、金融機関や保険会社では、預金の払戻や保険金の支払いについて柔軟に対応しています。金融機関や保険会社に問い合わせをしてみてください。実印をなくした場合には、印鑑登録している市区町村に紛失届けをし、新しい印鑑につき改印届を提出して下さい。
- ③ 健康保険証をなくしても、ご加入の医療保険の保険者に保険証の再発行を申請し、その保険証で健康保険の適用を受けることができます。地震の後に他の市町村に移った方も保険診療を受診できます。

Q 2 お金がなくなった，どこか融資や給付をしてくれるところはないの？

A ① 市町村の社会福祉協議会において、低所得者や高齢者・障害者については、**生活福祉資金による融資**を受けることができます（なお、緊急小口資金の申込受付は終了しています。）

- ③ 震災で、ご家族が亡くなられた場合、ご遺族には、「**災害弔慰金の給付**」もあります。生計維持者が亡くなられた場合は最高500万、その他の方が亡くなられた場合には最高250万円が「世帯ごと」に支給されます。弔慰金は、亡くなった方と生計を主としていた遺族の中で(1)配偶者(2)子(3)父母(4)孫(5)祖父母の順位で支払われるのが原則です。また(1)~(5)の遺族がいない場合には、亡くなった方と同居していたり生計を同じくしていた兄弟姉妹がいれば、その兄弟姉妹にも支払われます。従前は、兄弟姉妹は支給対象となっていませんでしたが、法律の改正によって同居又は生計を同一にする兄弟姉妹についても先順位の遺族がいない場合には支給が認められるようになりました。なお、先順位の人がいる場合

でも、先順位の人が遠隔地に居住している等の事情で、先順位の人より後順位の人に支給するのが望ましいと思われる場合には、市町村長の判断で、後順位の人に支給される可能性もあります。亡くなった方が、業務に従事していたために支払われる給付金がある場合には支給されません。

災害弔慰金は、津波や建物の倒壊など震災により直接死亡していない場合でも、震災に起因する死亡と判定されれば、いわゆる「震災関連死」として、災害弔慰金が支給されます。「震災関連死」の例としては、(ア)震災直後、ライフラインが停止し、十分な医療行為や介護行為を受けることができず衰弱して死亡した場合、(イ)高齢であり、震災後の寒さに耐えながらの避難所生活により、衰弱して死亡した場合等があります。また、震災時に既に病気で死期が迫っていたような事情があったとしても、震災によって亡くなった場合には、災害弔慰金が支給されます。

詳しくは市町村にお問い合わせ下さい。

- ③ 震災で、世帯主の方が負傷した場合や、住居・家財に被害を受けた場合、「**災害援護資金貸付**」で、最大で350万円の融資を受けることができます（ただし、所得制限があります）。今回の震災では、特例法により、貸付利率は連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は年1.5%で、返済しなくてもよい据置期間の6年（世帯主が亡くなったり、住宅全壊等の場合には8年）は無利子です。詳しくは市町村にお問い合わせ下さい。
- ④ 震災で、両目の失明、言語機能を失った、精神に著しい障害を残し、常に介護を必要とするといった重度の障害を受けた場合には、「**災害障害見舞金**」で最大で250万円の支給を受けることができます。詳しくは、市町村にお問い合わせ下さい。
- ⑤ 各金融機関においても、被災者向けの融資制度を設けているところがあるかも知れませんが、金融機関に問い合わせをしてみてください。
- ⑥ 収入がなく生活が苦しい場合には、生活保護の申請もご検討下さい。

Q 3 震災で自宅が壊れてしまったが、何か受け取れる給付金はあるの？

A 「**生活再建支援制度**」で、住宅の被害の程度や住宅の再建方法に応じて最大300万円の支給があります（住宅が全壊や解体で建設・購入した場合－損害の程度に応じてもらえる基礎支援金が、全壊で100万円、住宅の再建方法に応じてもらえる加算支援金が、建設・購入で200万円）。

借家の場合にも制度の適用があり受給できます。借家人の場合、原則として加算支援金を受け取ることはできませんが、大家が修繕を行わず、賃借人が自己費用で修繕を実施した場合には、例外的に加算支援金がもらえることもあります。ただし、事業所や工場の場合や別荘、投資物件には適用がありません。加算支援金について、被災された場所とは別の県や市町村で、住宅を建設したり、賃借した場合にも適用があります。制度の概要については、こちらのホームページをご覧ください。

<http://www.bousai.go.jp/hou/pdf/080818gaiyou.pdf>

詳細については、市町村にお問い合わせ下さい。

※単身世帯の場合は、支援金の額は4分の3となります（最大225万円）。

※申請には罹災（りさい）証明書、住民票等が必要です。申請期間は、基礎支援金が、平成25年4月10日まで（仙台市は平成27年4月10日まで延長。その他市区町村についても延長しているところがあります）、加算支援金が平成30年4月10日まで（市区町村によってはこれよりも期間が短い場合もあります）です。とりあえず基礎支援金を申請しておいて、その後、住宅の再建方法が決まった後で加算支援金の申請をすることもできます。

Q 4 ^{りさい} 罹災証明って何？応急危険度判定と同じものなの？

A 罹災証明とは、震災で発生した「住宅」の被害の程度を証明するため、市町村が発行するものです。生活再建支援制度の支援金の申請、義援金の分配、損保会社等への保険金請求、住宅支援機構等からの低金利融資、仮設住宅や公営住宅への入居についての優先順位、住宅の応急修理制度の利用、税金や学費の減免などで、必要となる書類です。被害の程度は、市町村が、屋根や柱、外壁などの被害状況をチェックし、被害があれば「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」と認定されます。（なお、今回の津波被害では、判定手続を簡素化し、家屋が流失したり1階天井まで浸水したりした地域はすべて「全壊」、床上1メートル以上の浸水とがれきの建物内流入を「大規模半壊」、床上浸水を「半壊」、床下浸水を「一部損壊」とみなす方針です。）。市町村からチェックを受ける前に、修理をする場合には、住宅の被害の程度がわかる写真を撮っておいたほうが良いでしょう。

罹災証明と応急危険度判定とは、別のものであります。 応急危険度判定は、二次災害を防止するために、市町村が、建物の傾き、構造物の落下、地盤沈下などを総合的にみて、「危険（赤）」「要注意（黄）」「調査済み（緑）」の貼り紙を建物にして、「危険」の建物内には入らないように求めるものです。ですから、「危険」の赤紙が貼られているからといって、罹災証明が受けられるとは限りません。

住宅以外の建物である工場、店舗、家財等について被害があった場合には、市町村から、「被災証明書」や「罹災届出証明書」が発行されるようです。

罹災証明、被災証明の詳細については、市町村にお問い合わせ下さい（既に罹災証明書の申請受付は終了している市町村が多く、仙台市も受付を終了しています）。

Q 5 罹災証明の被害認定が「半壊」とされたが納得がいかない。どうすればいいの？

A 罹災証明書の発行は、まず1次調査（屋根、基礎の割れ・傾斜等の外観目視調査）に基づいて行われ、被災者からの申請があれば、2次調査（内部立入調査）をすることとなっています。罹災証明書と地震保険とでは査定基準が異なることを理解した上で、それでも被害認定の内容に不服がある場合には、再調査の申し立てができます。ただし、その場合、被災者からの訴えの内容が精査されることなどから、再調査まで時間がかかる場合があります。また、原則として申請者の立会いが必要とされています。

再調査の際に被害状況を説明する観点から、損壊部分を撮影した写真を残しておきましょう。また建築士に、損壊部分を見てもらって、専門家の目から見ても、損

壊の程度が半壊にとどまらないということであれば、その旨の意見書を書いてもらっておくといいでしょう。詳細については、市町村にお問い合わせください。

Q 6 車が流されてしまったが、自分で撤去しなければならないの？

A 自分で撤去しなくても大丈夫です。宮城県では、第一次的には市町村が、市町村の対応がない場合には、県が被災車両を、撤去する方針となりました。また他人の車両を勝手に処分すると持主から所有権侵害を主張される可能性もあるので、処分せずに市町村や県に連絡して対応してもらうのがよいでしょう（仙台市については、平成25年1月31日に受付を終了しています）。

○賃貸借

Q 7 借りている住居が使えなくなったが、賃料はどうなるの？敷金は返してもらえないの？

A 賃借物の使用が客観的に不可能な場合（避難勧告で住めない場合も含む）は、賃料は支払う必要はありません。原状回復をすることもないので、未払賃料がなければ、敷金も全額返してもらえます。これは、賃貸借契約書に「不可抗力により居住不能となった場合には敷金は返還しない」というような特約条項があっても同様です。

Q 8 では、住居の一部が壊れている場合には、修理を大家に要求することができるの？修理してくれない場合、賃料を負けてもらうことはできるの？

A 一部損壊で、必要な修繕であり、修繕可能であれば、修理を賃貸人（大家）に要求することができます。修繕してくれないのであれば、使用収益できない割合に応じて賃料の一部支払を拒むことができます。

ただし、使用収益できない割合の判断は難しいので、賃貸人と協議することなく一方的に自分の判断で金額を決め、減額した家賃を支払った場合、賃貸人との間で契約解除等の紛争が生じることも考えられるので、注意が必要です。まずは、賃貸人に修繕や賃料減額の申し入れをしてみましょう。もし賃貸人と話し合いがまとまらない場合には、弁護士に相談しましょう。なお、賃貸人が修理してくれないので賃借人が自己の費用で修理をした場合は、例外的に生活再建支援制度が利用できる場合があります（Q3参照）。

※借家が津波で全部流された場合、賃貸借契約は当然に終了しますが、借地の場合（借りている土地に建物を建てている場合）には、津波で建物が全部流されても借地権は消滅しません。

Q 9 賃貸借契約書を見ると「修繕費用を賃借人が負担する」との特約が書いてありました。地震によって玄関ドアが壊れて閉まらなくなったのですが、賃借人の私の方で修繕費用を負担しなければならないの？

A 「修繕費用を賃借人が負担する」という特約は、原則として賃貸人の修繕義務を免除したにとどまり、積極的に賃借人に修繕義務を負わせる趣旨ではないと解されます。

また、その特約は、大修繕の場合には適用されることはなく、玄関ドアが壊れて閉まらなくなった場合は大修繕にあたると思いますから、あなたが修繕費用を負担する必要はないでしょう。

このような特約が有効であり、賃貸人の修繕義務が免除されるには、一方的に賃借人に不利益にならないように、①賃借人に修繕義務を負担させても合理性を欠かない事情（例えば、賃借人が契約締結時に特約があることを知って、礼金や敷金、賃料について低く設定しているような事情）があつて、②小修繕の場合（例えば比較的短期間で消耗し修繕費用も少額ですむもの）に限られているのです。

Q10 一部損壊なのに、大家から、とり壊すから、立ち退いて欲しいと言われている。立ち退かなくてはいけないの？

A 修繕が可能で、かつ過大な修繕費用がかからない場合には、原則として立ち退く必要はありません。しかし、立ち退き要求に正当な理由があるときは、契約期間の定めがある場合には期間満了時に、定めがない場合には解約通知到達の6か月後に立ち退かなければなりません。正当な理由の有無は、賃貸借の期間の定めの内容、建物が壊れている程度、修繕にかかる費用と修繕によって延びる耐用年数、立ち退きによって受ける借主の不利益、立退料支払いの有無やその金額など、いろいろな事情を総合して判断されることとなります。このうち、立退料は、貸主の側にも当該建物を使用する必要がある場合に正当な理由を補完する要素とされており、立退料を支払うことで正当な理由ありとされることがあります。したがって、賃貸人（大家）と立退料や再築後の建物への入居の可否のことも含めて、話し合いをされることをお勧めします。話し合いがまとまらない場合には、中立的な第三者を交えて話し合いをする簡易裁判所の民事調停や仙台弁護士会のADR（裁判外紛争解決手続き）の活用もご検討下さい。

仙台弁護士会のADRへの申込みにあたっては、一度法律相談をしていただく必要があります。相談の際にADRの利用を希望すると申し伝えてください（面談による相談の連絡先、受付時間は本Q&Aの末尾をご参照ください）。

Q11 借りている住居が震災で一部壊れた。大家から、修理のために1か月くらい退去して欲しいと言われたが、一時退去しなければならないの？

A 修理のために退去が必要であれば、修理期間中は、一時退去しなければなりません。賃貸人（大家）は、賃貸物の保存に必要な行為としての修理をしなければならないとともに、修理することができ、賃借人は、それを拒むことができないのです。もし、修理をしなければ危険な状態にもかかわらず賃借人が一時退去を拒否した場合には、賃貸人から賃貸借契約を解除されるおそれがあります。また、賃借人としては、賃貸人に対して、一時退去に伴う引っ越し費用や仮住まいの賃料を請求したいところかも知れませんが、それもできません。なお、一時退去期間中の賃料については、賃借人は支払う必要はありません。

○分譲マンション

Q12 住んでいる分譲マンションの水道管が震災で壊れてしまった。どのように修繕すればいいの？誰が修繕費用を負担するの？

A マンションには、居室内等の専有部分と共有部分に分けられますが、専有部分の修繕は各戸の所有者（区分所有者）において、その費用と負担で修繕を行わなければなりません。ですから、水道管の専有部分（本管の分岐点から一普通は専用メーターから各戸内への部分）が壊れた場合には、自分の費用で修繕しなければいけません。共有部分の水道管が壊れた場合には、規約をもとに、各区分所有者が集まった集会での話し合いによって修繕方法や予算、費用分担が決められることになります。費用分担は、規約に別段の定めがない限り、共有部分の割合（＝専有部分の床面積の割合で決める）に従って、全ての区分所有者が負担することになります。

Q13 震災で、住んでいるマンションの損傷が激しく、もはや住めるような状態ではない。建て替えたいがどのような手続が必要なの？マンションを取り壊したり、売却したい場合や、敷地を売却したい場合は？

A マンション各戸の所有者（区分所有者）が集まった集会での決議によって決められます。建て替えの場合には、最低でも、区分所有者の頭数の5分の4及び議決権（専有部分の床面積の割合）の5分の4以上の賛成を得る必要があります。建て替え賛成派と反対派が対立して5分の4以上の賛成を得られない場合には、建て替え賛成派は反対派に対して、区分所有権の時価による売り渡し請求権を行使することができます。また、決議は成立したが建て替えには参加しない区分所有者がいる場合にも、建て替え参加者は不参加者に対して、同様の売渡し請求権を行使することができます。

これに対して、マンションを取り壊したり、売却したりする場合や、建物が滅失して敷地を売却する場合は、区分所有者全員の同意が必要でした。しかし、東日本大震災を受けて、被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（いわゆる被災マンション法）が改正されマンションを取り壊したり、売却したりする場合や、建物が滅失して敷地を売却する場合について、被災してから一定期間は、5分の4以上の特別多数で決議できることになりました。

○仕事

Q14 ① 震災後、勤務先から自宅待機を命じられた。ただし、招集したらいつでも出勤できるようにと言われた。その間の給料は支払われるの？

② 震災により事業ができないから、一時的に休業するとだけ言われた。この場合の給料は支払われるの？

A ① この場合は、招集に応じなければいけないという拘束があるため、「休業」にはあたらず、通常に給料が支払われます。日給月給制でも完全月給制でも給料は全額支払われます。

② ①のような拘束がないので「休業」にあたりますが、会社側の休業を命じる

理由いかんによって給料が支払われるかどうか異なります。

まず、震災で事業所自体が損壊し、営業継続が物理的に不可能となったなど、やむをえない理由がある場合は、使用者に責任がある休業とはいえないので給料も休業手当も受けられません。

ただし、東日本大震災では、特例措置として、一時的な休業であっても失業とみなして雇用保険の失業給付をするという制度が設けられました(特例給付)。ただし、この特例による給付を受けると、それまでの雇用保険加入期間がゼロになり、また一からのやり直しとなるため、勤続年数が長い方にとっては、不利益が生じる場合もあります。詳しくは宮城労働局職業安定課(022-299-8061)またはハローワークにお問い合わせ下さい。

これに対して、建物や施設には被害はないが配送困難や注文の減少のため休業を命ずる場合は、やむをえない理由があるとまではいえず、原則として休業手当(平均賃金の6割以上)の支払義務があると考えられます。

労働者を休業させる事業主に対しては、一定の要件を満たせば、休業手当の一部を補填する雇用調整助成金等の助成金が支給されます。これも宮城労働局職業安定課(022-299-8061)にお問い合わせ下さい。

なお、計画停電による休業の場合は、直接の停電時間分は使用者に責任のない休業として休業手当の支払義務がありませんが、非効率なので停電予定日の全日休業を命じる場合は、直接の停電時間以外の時間は休業手当の支払義務があります。

Q15 自宅待機や一時休業中、アルバイトはできるの？

A 会社からの招集にいつでも応じなければいけないという拘束のある、いわゆる「自宅待機」の場合、勤務時間と同様に扱われ、会社より給料を支払われるべき場合に当たるので、原則としてアルバイトは認められないでしょう。

これに対して、会社自体が事業を行うことができず休業している場合、その期間中は会社の拘束を受けませんが、実際には就業規則で兼職禁止を定めている場合が多いので、アルバイトは就業規則違反になる可能性があります。特にライバル会社で働く場合は問題があります。事前に雇主に確認した方がいいでしょう。雇主は弊害がない場合は認めるべきで、認めない場合は権利濫用とされる可能性があります。

Q16 勤務先から、震災を理由に解雇された。やむを得ないことなの？また、退職金はもらえるの？

A 震災だからといって簡単に解雇が認められるということにはなりません。解雇が有効と認められるかどうかは、整理解雇の4要件(①人員削減の必要性、②解雇回避努力の履行、③人選合理性、④手続の相当性)を充たすか否かによります。

今回の震災で事業所自体が津波で流された等、事業の継続自体が著しく困難であれば、整理解雇の4要件を満たし、解雇はやむを得ないと判断される可能性が高いでしょう。これに対して、震災によって、単に資金繰りが苦しくなるという理由では、解

雇は認められません。

また、契約社員など、雇用期間の定めのある労働者について解雇する場合にも、整理解雇の4要件を満たす必要があります。特に、期間の定めのある労働契約について、期間の途中で解雇する場合には、労働契約法第17条第1項が「使用者は、期間の定めのある労働契約について、やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができない。」と定めています。この「やむを得ない事由」は、期間の定めのない雇用契約における解雇の場合よりも厳格に解釈されています。

これに対し、雇用期間満了をもって契約を更新しないとされたような場合（いわゆる雇い止め）、このような「やむを得ない事由」は要求されませんが、これまで雇用契約を繰り返し更新され、更新手続も形式的だったような場合は、期間の定めのない雇用契約と同視して、契約更新の拒絶についても整理解雇の4要件に準じた厳格な要件を満たさなければなりません（平成24年改正労働契約法18条）。詳しくは、弁護士にご相談下さい。退職金も、退職金支給規程があれば、会社は退職金を支給しなければなりません。

※解雇や雇い止めをされた場合、お近くのハローワーク（公共職業安定所）に雇用保険の失業給付申請をして下さい。また、震災で勤務していた会社が倒産した場合で、給料や退職金が支払われていない場合は、国が会社が変わって未払賃金総額の8割（最大296万円）を立て替える制度もあります。

Q17 今回の震災で、作務中に、地震や津波により作業所が倒壊したことで、被害（死亡やけが）にあった場合に、労災保険は適用されるの？

A 適用されます。

労災保険の適用には、災害と業務との関連性（業務起因性）が要件とされていますが、厚労省は、「勤務中に地震や津波に遭い、けがをされた（死亡された）場合には、通常、業務災害として労災保険給付を受けられる。」と表明しています。ただし、仕事外の私的な行為をしていた場合は除きます。勤務中には、勤務中に地震や津波が発生し、避難行為や救助行為を行っている最中に被害にあった場合も含まれます。また、通勤中に被災した場合も、勤務中の被災と同様、労災保険が適用されます。

労災認定されれば、亡くなられた場合には、遺族に遺族年金や一時金、葬祭料が、けがをした場合には、治療費や休業補償が支払われるなどの補償がありますので、作務中に被害に遭われた場合には、積極的に労働基準監督署に労災の請求をしてください。詳しくは、宮城労働局労働基準部監督課（022-299-8838）にお問い合わせ下さい。

また、作務中に被災し、今も行方不明の方については、死亡の届出に添付する証明書の発行を警察に申請できるようになりました。一定の要件を充たせば、証明書が発行され、死亡届出をすることができます。その後は、上記のとおり労災認定を受けて補償を受けることができます。

○損害賠償

※原則は、以下のとおりですが、まずは話し合いを試みましょう。

Q18 私の自宅敷地内にあるブロック塀が地震で隣家の敷地に倒れてしまい、隣人から撤去を求められています。私が撤去しなければならないのでしょうか。撤去費用も私が負担しなければならないのでしょうか。

A 隣人から撤去を求められたならば、撤去しなければならないでしょう。なぜなら、ブロック塀の所有者が撤去する必要があると解されているからです。また、その費用も、原則として所有者が負担することになります。

これは、相手方に自己の所有物が原因で妨害状態を生じさせている以上、その状態を改善するための費用を所有者として当然に負担しなければならないと解釈されているためです。

もっとも、そもそもブロック塀の設置工事を施工した業者が手抜き工事をしていたといった事情があれば、自分が支払った費用をその施工業者に請求することができます。

Q19 家のブロック塀が倒れて隣家を壊してしまったが、賠償しなければならないの？

A 今回の震災は、「不可抗力」ということで、賠償責任が生じないとされる可能性が高いのですが、ブロック塀に構造上の欠陥があったり（設置の瑕疵）、きちんと管理していなかった場合（保存の瑕疵）、責任を生じる可能性があります。例えば、周囲の他のブロック塀が壊れていないような場合は、こうした瑕疵が疑われます。

なお、実態は「不可抗力」による倒壊であったとしても、安易に「不可抗力」であるとして、隣家の被害を無視するような態度をとると、隣家との関係が険悪なものとなってしまいう可能性もありますので、状況によっては、一定の費用負担をすることも検討されてみてください。

※同様の問題です。

- ・自宅の屋根瓦が今回の震災で落ちて、隣の人の住宅や自動車を壊してしまった。
- ・自宅マンションの水道管、温水器が今回の震災で壊れて、階下の人の家財道具を水浸しにしてしまった。
- ・自宅敷地の擁壁が今回の震災で崩れて、擁壁の下の住宅を壊してしまった。

Q20 震災時、マンションの一室を賃借していた。上階の居室の洗濯機の排水ホースが外れて漏水し、それが原因で居室の一部が水浸しになり、家具が被害を受けるとともに、ホテルでの一時住まいを余儀なくされた。上階の住人またはマンションの所有者に対して、家具の補修・買替費用やホテル代、精神的苦痛の慰謝料を請求できないの？

A ①不可抗力で誰にも落ち度がない場合

→ 請求するのは難しいと思われれます。

但し、入居の際、地震保険に加入していれば、保険金が下りる場合があります。加入の有無や契約内容をご確認下さい。

②上階の住人やマンションの所有者に落ち度があった場合

→ 上階の住人のホースの取付け方に問題があった、マンション自体の給排水設

備の管理が不十分であった等，上階の住人やマンションの所有者に落ち度がある場合，落ち度のある人に対して，家具の補修・買替費用（但し，経年による減額はある）の弁償，漏水により居住が不可能となった場合には適正金額のホテル代の請求もできる場合があります。

慰謝料についても認められる余地はありますが，裁判例では，認められる慰謝料金額は必ずしも高額ではないようです。

Q21 自宅建物が地震で傾いてしまった。次に大きな地震がくると倒れて隣家を壊してしまいそうだが，どうすればいいの？もし，隣家を壊してしまったら，賠償しなければならぬの？

A まずは，市町村に災害の拡大を防止するよう要請してみてください。市町村が人手不足等で対応できない場合には，宮城県建築士事務所協会（022-223-7330）あるいは日本建築家協会東北支部（022-225-1120）に問い合わせの上，建築士に自宅建物の状況を見てもらってください。その上，危険防止のために何らかの措置が必要であれば，措置をとってください。また，隣家には，家屋の状況を説明しておいてください。そのまま放置したために，自宅建物が倒壊して，隣家を壊してしまったり，住人をけがさせてしまった場合には，賠償責任が生じる可能性があります。

Q22 震災で建物が倒壊した。建物の耐震性や土地の造成に問題があった場合，損害賠償請求ができるの？

A 土地や建物に瑕疵（欠陥）があったのならば，売主や建築業者に，契約上の瑕疵担保責任や不法行為責任を問題として，損害賠償請求できる可能性があります。

もっとも，瑕疵担保責任にせよ不法行為責任にせよ，欠陥が原因で損害が生じたこと（損害との因果関係）が必要になり，それを証明することは必ずしも容易ではありません。耐震対策の予想を超えるような大規模な地震があった場合，欠陥が原因で損害が生じたことの立証は難しく，損害はいわゆる「不可抗力」によるものとして，売主や建築業者への損害賠償請求は認められない場合が多いと思われます。

欠陥と損害との因果関係が認められるかは，一般論としていえば，過去の裁判例をみますと，震度7以上の地域では認められず，震度5以下の地域では，建物の構造や建築時期にもよりますが，認められる可能性が高いでしょう。震度6の地域はボーダーラインです。もっとも，損害賠償請求ができるかどうかは，個別具体的な事例ごとに判断され，また全ての損害分担を建築業者あるいは施主に負わせるといったオールオアナッシングの解決ではなく，双方でお互いに一部を損害分担する等，話し合いを通じた柔軟な対応が望ましいと思われます。

当事者間で話し合いがつかない場合には，建設工事紛争審査会や仙台弁護士会紛争解決支援センター（022-223-1005）を利用されることをお勧めいたします。

Q23 自宅は無事だが，隣家の建物が，地震で傾いている。次の余震で倒れてきて，自

宅が壊されないか心配だ。どうすればいいの？自分で隣家の建物を撤去してもいいの？

- A まずは、隣家の人に、補修工事や撤去を求めてください。隣家の人に対応してくれない場合や隣家の人のお住いがわからない場合には、市町村に危険な建物の除去等の災害拡大の措置をとるよう要請してみてください。隣家の人でも市町村も対応してくれない場合には、危険な建物を撤去したり、予防措置をとることを認める裁判所の仮処分決定を経て、自力で建物の除去や修理をすることになるでしょう（専門的なことなので弁護士に相談してください）。しかし、そのような時間もない、今にも倒れそうだという緊急性のある場合には、自分や家族の生命・身体や財産を守るために、必要最小限の範囲であれば、自分で撤去・修理することもやむを得ないでしょう（その場合、民法上「緊急避難」として隣家の人に対して建物を撤去したことの損害賠償責任を負わなくて済みます）。なお建物撤去の緊急性や必要性があることを証拠として残しておくために、建物の状況を写真に撮影しておいてください。

また、修理や解体撤去にかかった業者への工事代金領収書を保管しておきましょう。二次災害防止のために必要な工事であれば、それは本来、隣家の人に対応すべきことだったといえますので、後日、隣家の人にかかった費用の請求ができます。また、市町村に対応を依頼して、応急措置が必要であったのに市町村で対応できなかった場合には、市町村から補償が受けられる可能性もあります。

Q24 修理のために預けていた車が津波で流されたが、賠償してもらえるの？

- A 津波という「不可抗力」による被害ですので、保管責任を問題にして、賠償を求めることは難しいでしょう。店舗の駐車場や時間貸、月極駐車場に駐車中に流された場合も同様です。

なお、流されてしまった車についてですが、放っておくのはよくありません。車が流されてしまっても、その登録が自動的に抹消されるわけではありませんから、陸運局に廃車の手続きをしないと自動車税がかかってきます。廃車手続きをすれば、支払済みの自動車税が一部還付される場合もあります。

○境界問題

Q25 地震と津波の影響で、隣地との境界が不明になってしまった。境界をはっきりさせるにはどうすればいいの？

- A まずは、隣地所有者と話し合いをしてみましょう。残っているコンクリート杭や金属釘、法務局に保存されている図面（いわゆる17条地図、旧公図、分筆図、地積図など）の資料が境界を決める話し合いの参考になります。当事者間の話し合いで境界をはっきりさせることができない場合には、簡易裁判所に対して「所有権の範囲を確認する」調停を申し立てたり、さらに調停でまとまらなければ訴訟ということになります。いずれの手続でも土地の現況を正確に把握するために、通常測量が必要となります。測量費用は、通常数十万かかり、その費用負担は、話し合いによって決められ

ますが、通常は、折半か測量を申し入れた方が全額負担する人が多いようです。

当事者間で、境界を決める話し合いの前提として「**筆界特定制度**」というものを活用してもよいかも知れません。この制度は、土地家屋調査士などの専門家から選任された調査委員の調査や意見により簡易迅速に「公法上の境界」を特定する手続ですが、この手続で決められた「公法上の境界」を参考にして「私法上の境界」を確認することが期待できるのです。

※境界には、①「公法上の境界」（登記された一筆の土地の範囲を示すもの）と②「私法上の境界」（所有権の範囲を示すもの）とがあります。両者は一致することが多いのですが、概念上は別物です。隣人との話し合いによって決められるのは②の「私法上の境界」です。①の公法上の境界については、私人間で勝手に取り決めることはできず、「境界確定訴訟」を提起して裁判所に境界を確定してもらう必要があります。

○支払、借金

Q26 リース物件が流されたのだが、それでもリース料は支払わなければならないの？

A 通常特約によって、ユーザー側が規定損害金（＝リース料）を支払わなければならないとされているので、ユーザー側がリース料を支払うのが原則です。ただし、リース業者側で保険をかけてリスク分担している場合もありますので、まずはリース業者へ連絡をしてみてください。

Q27 中古自動車を買う契約をしたのだが、車の引き渡しを受ける前に、津波で流された。代金を支払わなければならないの？

A まずは、売買契約書を確認してみてください。契約書において、「引渡し完了前に、不可抗力で滅失した場合には、その損害は、売主の負担とする」というような文言があれば、引渡し前ですから、代金を支払う必要はないでしょう。

そのような文言がない場合には、売主、買主のどちらが自動車滅失のリスクを負担するか、大変難しい問題です。法律の文言をそのまま解釈すると、売買の目的物である中古自動車が滅失しても、買い主は代金を支払わなければならないとも考えられます。しかし、中古自動車の引渡前であれば、実際に中古自動車に支配を及ぼしている売り主にリスクを負わせるべきであるから、買い主は代金を支払う必要は無いとする見解も有力です。いずれにしろ、売主と話し合いの上、もしも、話し合いがまとまらないようであれば、中立的な第三者を交えて話し合いをする簡易裁判所の民事調停や**弁護士会の紛争解決支援センター**の活用もご検討下さい。

なお、購入した自動車が新車の場合には、契約の効果に影響を及ぼさないのが通常です。即ち、代金支払義務は存続する一方、新車引渡を請求できます。

Q28 住宅ローンが残っている家が津波で流されてしまったが、ローンはどうなるの？

A 残念ながら、原則として住宅ローンはそのまま残ります。なお、被災者が住宅を

再建する場合、新たな債務を抱えることとなります（いわゆる二重ローン）。しかしながら、「個人版私的整理ガイドライン」（被災ローン減免制度）に基づいて金融機関と合意が成立すれば、いま抱えている住宅ローンの一部（場合によっては全部）を免除してもらうことができます。自己破産と異なり、信用情報機関（いわゆるブラックリスト）にも登録されませんから、住宅再建のための新たな借り入れもしやすくなります。保証人に対しても、一定の場合を除き、請求されません。さらに、私的整理ガイドラインの運用改善が段階的になされ、平成26年2月現在、災害弔慰金、災害障害見舞金、生活再建支援金、義援金は手元に残せるほか、500万円を目安に預貯金を残す形で債務の減免を受けることができます。また、この500万円枠に加え、家財保険については250万円を、自動車については200万円を目安に、さらに手元に残すことができるようになりました。利用にあたっては、ガイドライン登録専門家（弁護士や不動産鑑定士等）が無料で支援しますので、安心ですし、特に手続費用もかかりません（申出に関して、独自に弁護士に依頼する場合は別途費用がかかりますが、多くの案件の場合、弁護士に依頼しなくても大丈夫です）。制度の詳細、利用方法等は弁護士ないしは私的整理ガイドラインコールセンターにお問い合わせ下さい。

●私的整理ガイドラインのHP <http://www.kgl.or.jp/>

●私的整理ガイドラインコールセンター 0120-380-883

※もしも、津波で亡くなった方がいて、その方が、住宅ローンの債務者だった場合には、「団体信用保険」によって、住宅ローンがなくなることがあります。住宅ローンを借りていた公庫や金融機関にお問い合わせ下さい。

Q29 震災で被災した企業を支援してくれる仕組みができたと聞いたが、どのような仕組みなの？

A 被災企業の支援のため、被災各県ごとに「産業復興機構」が作られ、「産業復興相談センター」を窓口として相談を受け付けています。具体的には被災企業が震災前に受けた融資について、債権買取り、一定期間の弁済猶与、一部債権放棄等をすすめて、同時に新事業に対して専門家の助言、支援等を通じて事業再生を図るための対策がとられることになりました。平成26年2月10日現在、茨城県、千葉県、岩手県、宮城県、福島県、青森県に産業復興機構が設立され、224件の買取りを決定しています。

また、「産業復興機構」による支援要件を満たさない事業者や、医療・福祉事業者、農林水産事業者などの専門的な支援が必要とされる事業者などに対して、「株式会社東日本大震災再生支援機構」による支援が予定され、平成26年1月末日現在352件の支援決定が出されています。どちらの相談についても各県の「産業復興相談センター」が窓口相談を受け付けていますので、具体的な支援基準等については、各県の「産業復興相談センター」にお問い合わせください。

宮城県産業復興相談センター（公益財団法人みやぎ産業復興機構）

仙台市青葉区二日町 12-30 日本生命勾当台西ビル 8階 TEL:022-722-3858

○相続・相続放棄

Q 30 震災で身内が亡くなったが、誰が財産を引き継ぐの？

A まず、亡くなった方（被相続人）が、遺言書を書いていた場合には、原則として、その遺言書の内容に従って、財産が承継されます。もっとも、被相続人の配偶者や子ども、父母については、遺言により、相続財産を取得できない場合であっても、遺留分（いりゅうぶん）という権利を行使することにより、一定の財産を取得できる可能性があります（兄弟姉妹に遺留分はありません）。遺言書がない場合には、民法の規定に従って相続人と相続分が決定されます。

- ① 配偶者（妻または夫）は常に相続人になります。
- ② 子どもは、配偶者とともに相続人になります。
- ③ 父母は子どもがいないときに、相続人になります。
- ④ 兄弟姉妹は、子どもも、父母もいないときに相続人になります。

相続分は、配偶者と子の場合は1：1、配偶者と父母の場合は2：1、配偶者と兄弟姉妹の場合は3：1です。

※子が複数いる場合には、子の相続分を人数で均等配分します。

例) 配偶者がいて子2人の場合 配偶者2分の1、子4分の1、4分の1

①につき、離婚した配偶者や内縁関係の夫や妻には相続されません。

②につき、

ア) 被相続人死亡時に胎児であった子どもも生まれてきた場合には相続人になります。

イ) 婚姻外で生まれてきた子どもについては、認知されていれば相続人となります（但し相続分は実子の2分の1）。被相続人が亡くなった後で、裁判所に認知を請求する手続もあります。

ウ) 被相続人が亡くなったとき、既に被相続人の子どもが亡くなっていて、その子ども（＝被相続人の孫）や孫（被相続人のひ孫）がいる場合には、孫が相続人になります（代襲相続）。

③につき、被相続人が亡くなったとき、被相続人の父母はいないが、祖父母がいるときは、祖父母が、相続人となります。

④につき、兄弟姉妹についても、代襲相続があり、甥や姪が相続人になることもあります。

なお、相続人が誰もいない場合には、利害関係人の請求によって、家庭裁判所において相続財産の管理手続が行われ、特別縁故者に対して相続財産の分与がなされる場合があります。

Q 31 震災前は、夫の両親、私たち夫婦、子ども1人の5人で暮らしていた。震災で、夫と義父（相続財産2000万円）が亡くなったが、どちらが先に亡くなったのか分からない。夫には、結婚して家を出た妹が1人いる。その場合の相続はどうなるの？私の子どもは、義父の財産を相続できるの？

義父が、全財産を夫にゆずる旨の遺言書を書いていた場合はどうなるの？

A 死亡の先後が分からない場合、民法で同時に死亡したものと推定されます。そして、

同時に死亡したと推定される場合に、同時死亡者相互の間では相続関係は生じません。ですから、義父の財産が、義父の子である夫に相続はされません。もっとも、親子が同時に死亡した場合に、孫がいる場合には、親の財産については、孫が代襲相続することになります。ですから、あなたの場合には、義父の財産については、配偶者である義母と義妹、孫の3人が相続人となり、義母が2分の1の1000万、義妹と夫を代襲した子どもがそれぞれ500万円ずつ相続することになります。

義父が夫に遺言していた場合、同時死亡の推定が働く者同士において、遺言の効力が生じるかが問題となりますが、民法では、遺言の効力は生じないとされています。従って、遺言で、夫に対して「全財産をゆずる」と書いてあったとしても、先の財産の分け方に変化はありません。

Q 3 2 (先の事例のつづきで) 義父は、夫を受取人として、生命保険をかけていたが、私や子どもが保険金を受け取れるの？

A 受け取れます。被保険者と受取人が同時に死亡した場合、「保険金額を受け取るべき者の相続人」が保険金受取人になるとされています。あなたや子どもは、保険金受取人の法定相続人にあたることから「自己固有の権利として」保険金請求権を取得するものと考えられています。そのため、「相続放棄」をしたとしても、保険金を受け取ることができます(ただし、約款によって取得できない場合もあるかも知れませんが、約款をご確認下さい)。

保険金受取人が死亡し、その者の法定相続人が複数存在する場合の保険金の分け方は、均等割合と考えられていますが、約款で別の定めがある場合は、約款の定めが優先しますので、まずは約款をご確認下さい。

Q 3 3 震災で身内がなくなったが、相続財産としてどのようなものがあるか分からない。調査方法はあるの？

A 相続財産としては、不動産(土地、建物)、預貯金、現金、有価証券、動産(自動車、宝石、骨董品他)があります。

多額の相続財産があることが明らかである場合には、相続税申告のため、相続人が税理士に依頼していることが多く、ある程度調査が進んでいるケースが多いものと思われる。

以下は、自ら調査しなければならない場合の調査方法です。

不動産：法務局で登記簿謄本を取得し、名義を確認してみてください。

被相続人名義の不動産が一覧になっている名寄帳(土地家屋課税台帳とも呼ばれます)を不動産所在地の市町村役所の資産税課で取り寄せることができる場合もあり、その場合、被相続人の所有不動産が分かります。

預貯金：通帳がある場合には、発行支店において残高証明書の発行・取引履歴の照会を依頼してみてください。通帳がなくても、生活圏に存在する金融機関を一通りあたってみると預金の存在が分かる可能性があります(その場合、被相続人の生前の状況から貸金庫の契約などを行っている可能性があれば、併せて問い合わせてみるとよいでしょう)。

有価証券：自宅内を調査することによって、証券や証券会社からの郵便物から有価証券の存在が見つかる場合もありますが、そうでない場合、通帳の履歴、銀行から取り寄せた取引履歴から、分かる場合もあるでしょう。

被相続人宛の郵便物、預金通帳の履歴を調べることで、被相続人の財産状況についていろいろと分かることがありますので、ご確認下さい。

また、郵便物の中に請求書や催告書がある場合や被相続人の自宅に貸金業者に対する振込明細書や借用証等が発見された場合には、被相続人に借金が残っている可能性があります。その場合は、貸金業者等に対し、いくらの残債務が残っているのかを照会し、プラスの財産と比較して、急ぎ相続放棄の手続をしたほうがよいかを検討して下さい（すぐに相続放棄をするかどうか判断できない場合、「相続放棄の期間の伸長」もご検討ください）。

※生命保険や地震保険に加入していたかの調査については、**Q 4 5**をご参照下さい。

Q34 津波で亡くなった夫が、借金を負っていたが、支払わなければならないの？

A 借金も「相続財産」として、相続人（配偶者、子等）が引き継ぐこととなりますが、相続人が、自己のために相続の開始があったことを知ったとき（＝原則として、被相続人が亡くなったことを知ったとき）から原則として**3か月以内（熟慮期間）**に、家庭裁判所に「**相続放棄**」の手続をとれば、借金を引き継がずにすむことができます。

ただし、被相続人名義の不動産の登記を自分名義にしたり、被相続人の預金を引き出して使った場合には、相続を承認してしまうこととなりますので、相続放棄をすることはできません。もっとも、相続放棄をしますと、プラスの資産についても相続することができなくなるので注意が必要です。

今回「東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律」（以下「特例法」といいます。）が成立し、熟慮期間について平成23年1月30日まで延長されましたが、既にその期間は経過しました。

このように、現在では既に、相続放棄の熟慮期間は経過しているところですが、債権者の通知が遅れたこと等で、相続人が借金の存在に全く気がつかなかった場合には、相続放棄ができる可能性もありますので、まずは弁護士にご相談ください。また、借金を相続したのはいいが、返済に困った場合にも、弁護士にご相談ください。

※亡くなった方が、保証人になっていたときには、相続人は、保証債務も相続することになるので注意が必要です。

※震災で両親を亡くした子どもが相続人の場合、未成年後見人が選任されて相続の開始を認識するまでは相続放棄の期間は進行しません。

Q35 夫が亡くなってから3か月以上経過してから、債権者から夫宛に借金返済を督促する手紙が来た。私は夫にそのような借金があることは全く知らなかったのだが、もう相続放棄は出来なくなるの？

A 法律上、相続放棄は原則として3か月以内と定められておりますが、亡くなった方に借金があることを知らなかった場合には相続放棄の判断をすることが出来ないわ

けですから、上記のような事情を相続放棄の手続の際に裁判所に伝えれば、相続放棄を受理してもらえる場合があります。

なお、**Q34** もご参照ください。

Q36 夫は、生命保険をかけて私を受取人にしていたが「相続放棄」をしてしまうと、生命保険も受け取れないの？会社から支給される死亡退職金は受け取れるの？

A 受け取れると思われます。生命保険金請求権は、相続財産ではなく、受取人の固有の権利とされていますので、相続放棄をしても受け取ることができます。受取人を「相続人」という形で、指定されていた場合でも「保険事故発生当時の相続人」という地位にある者の固有の権利として受け取れます。また、会社から支給される死亡退職金も、社内の規定で受給者が指定されている場合には、その者（妻など）の固有の財産となりますので、受け取れます。

Q37 夫が震災で行方不明になって3か月以上経った。もしかすると・・・と思いつつも、今後の生活にも不安がある。夫の財産や生命保険金は受け取れないの？

A 大変お辛いことと思います。行方不明の場合、まだ亡くなったと決まったわけではありませんから、亡くなったことを前提とする相続財産や生命保険金の受領はできないところです。

もつとも、震災により死亡したことが間違いないと思われる場合には、ご家族の方などが市町村役場に申述書を提出することにより、死亡届を受理する運用が実施されることになりました。申述書は、震災発生時の居場所、被災の様子や本人との連絡状況などをチェック式で記載する形式となっております。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

死亡届が受理されると、戸籍に死亡と記載され、財産を受け継いだり、生命保険金を受け取ることができるようになります。なお、申述書を添えた死亡届が必ず受理されるとは限らず、戸籍の担当者が死亡の事実を認定できないと判断したときには、不受理となる場合もあります。その場合には各市役所を管轄する法務局の戸籍課へお問い合わせください。

法務省のホームページ「御遺体が発見されていない場合でも死亡届を提出できます」http://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00026.html

※但し、相続の開始に伴い、夫のあらゆる法律関係を整理・精算する必要が生じますので、死亡届を提出するにあたりましては、親族等関係者と十分にご相談ください。

Q38 もしも死亡届が受理されなかった場合はどうすればいいの？

A 家庭裁判所に対し不服申立をします。家庭裁判所がその不服申立を理由があると認めた場合、家庭裁判所は市町村長に対し、死亡届不受理について是正を命じる審判を行うことにより、死亡届が受理されることとなります。

また、地震から1年が経過してもなお生死不明の場合には、家庭裁判所に失踪宣告

の申立をすることができます。失踪宣告の裁判が確定すれば、「危難が去ったとき」即ち地震があった3月11日に死亡したものとみなされます。

○子どもへの支援

Q39 震災で両親を亡くした小学生の甥っ子の財産管理や面倒をみていきたいと思っているがどうすればいいの？

A 子どもの財産管理を行うためには「未成年後見人」になる必要があります。親権者である両親が亡くなった場合、本人や親族が、家庭裁判所に申し立てることによって「未成年後見人」が選任され、未成年後見人になりますと、親権者と同様に子どもの財産管理及び身上監護を行っていくことができます。

また養子縁組をして、子どもの「養親」になる方法もあります。この場合、法律上の「親子」として、子どもの姓も変わり、相続も生じます。(15歳未満の子どもを養子にする場合に限り)法定代理人である未成年後見人の承諾、家庭裁判所に許可を得るといった手続が必要になります。

子どもの面倒をみていく方法としては、児童相談所に「親族里親」に登録する方法もあります。親族里親になることで、財産管理をすることは当然にはできませんが(やはり「未成年後見人」か「養親」になる必要があります)、事実上、子どもの身上監護が行える形になります。また、子どもを里子として預かって養育するための費用や教育費が毎月支給されますので、経済的な支えにもなります。詳しくは、児童相談所にお問い合わせ下さい。

Q40 震災で親を亡くした子どもに、何か支援はあるの？

A まず、子どもにも大人と同様の災害弔慰金、生活再建支援金の支援があります。弔慰金、支援金は、「未成年後見人」を選任しなくても子ども本人が受領できます。

震災遺児の支援制度としては、宮城県では、就学前から大学卒業まで毎月1万～3万円を支給しているほか、小学校入学時10万円、小学校卒業時15万円、中学校卒業時20万円、高校卒業時60万円の一時金を支給する支援制度があります(「東日本大震災みやぎこども育英基金」遺児が未就学児の問い合わせ先 022-211-2532、遺児が小学生から大学生の問い合わせ先 022-211-3611)。

民間の「みちのく未来基金」(022-343-9996)は、高校を卒業する震災遺児を対象に、大学、専門学校の入学金・授業料などを年間300万円を上限に支給しています。

必ずしも震災遺児を対象としているものではありませんが、各地方にある児童擁護施設での支援制度や各市町村が独自に行っている遺児支援制度(毎月一定金額の給付や就学助成等)があります。ただし、各市町村によって具体的な支援制度の内容は異なりますので、お住まいの市町村にお問い合わせ下さい。

○扶養

Q 41 震災で両親が家と財産をすべてを失ってしまった。子供が3人いるのだが、誰かが親の面倒をみななければならないの？費用負担等について決まりはあるの？

A 民法上、直系血族(親、子、孫)及び兄弟姉妹(特別の事情があるときは三親等内

の親族)は、互いに扶養(独立して生計を営めない人の生活の援助をする)する義務があります。子供は直系血族ですので親の扶養をする義務があります。扶養をする義務がある人が何人かいる場合は、その順位、扶養の程度、方法は原則として当事者間が協議で決定します。協議が整わない場合は、家庭裁判所において調停ないしは審判を申し立て、最終的には家庭裁判所に決めてもらうことになります。

なお、お子様達が両親を十分に扶養をすることができない場合は生活保護を受けることが考えられます。各市町村にご相談下さい。

○保険

Q42 車が津波で壊れてしまったが、保険金はでるの？

A 地震・噴火・津波特約がなければなりません(ほとんどの方ができません)。

※保険については、保険会社の約款の内容にもよるので、各保険会社にお問い合わせ下さい。

Q43 車が滅失した場合、既に支払った保険料はどうなるの？

A 自動車保険解約時に、滅失時以降の保険料が返還されます。

Q44 自動車保険を解約した場合、注意すべきことは？

A 自動車保険の解約によって、保険料の支払を免れると同時に、同保険に付帯している他車運転特約や人身傷害補償特約等も失効します。

なお、将来自動車を購入し、再び保険に加入する際には、当然には従前の等級が維持されるわけではありません。従前の等級を継承するためには、「中断証明書」が必要となります。「中断証明書」は、自動車保険解約時に保険会社に交付申請して下さい。

Q45 亡くなった父が生命保険(地震保険)をかけていたか分からないが、調べる方法はあるの？

A 生命保険については、「災害地域生保契約照会センター」(0120-001-731)へ、地震保険については、「損害保険協会照会センター」(0120-501-331)にお問い合わせください。

Q46 震災で、自宅や家財が壊れた。建物・家財に地震保険をかけていたが、どれくらい保険金がでるの？修理費や建て替え費用がでるの？

A 地震保険でもらえる保険金の額は、損害の程度と契約金額によって決まりますので、実際の修理費や建て替え費用がもらえるわけではありません。家財についても同様で、実際の代替物の購入費用がもらえるわけではありません。

地震保険の契約額は、火災保険契約額の30~50%の範囲内と制限され、また建物5000万円、家財1000万円が上限となっています(有価証券や価格が30万円を超える貴金属などは補償対象外です)。その範囲内で、損害認定によって受け取

れる保険金の額は変わってきます。損害認定は、全損、半損、一部損の3区分で、支払額はそれぞれ契約額の100%、50%、5%となっています。

建物の損害認定は、建物の基礎、柱、壁など主要構造部の損害が建物の時価に占める割合、または消失、流失した部分の床面積の割合で診断されます。なお、損害保険協会によりますと、今回の震災の津波被害の損害認定については、木造建物と鉄骨造建物（共同住宅を除く）については、次の基準で行う予定となっています。

「全損」－かもしや扉の上端（一般的な建物で1.8m）までの浸水を被った場合

「半損」－床上浸水または地盤面45cmを超える浸水を受けた時

「一部損」－基礎の高さ以上の浸水を受けた時

一方、家財の損害認定は、個々の家財の損傷程度によらず、家財を大きく5つに分類し（①食器陶器類、②電気器具類、③家具類、④身回品その他、⑤衣類寝具類）、その中で一般的に所有されていると考えられる品目の損傷状況から家財全体の損害程度を算出して、診断されます。

※今回の震災では、津波により壊滅的な被害を受けた地域を、航空写真・衛星写真を用いて甚大な被害（流失や焼失）のあった街区（市街の一区画、ブロック）を「全損地域」として認定し、当該街区に所在する地震保険契約はすべて「全損」認定することにし、手続を簡略化しました。

※損害保険会社の損害認定について、不服がある場合には、弁護士に相談してみてください。地震保険についての詳細は、契約している損害保険会社や「一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（ナビダイヤル0570-022808 PHS, IP電話03-4322-5241）へお問い合わせ下さい。

Q47 火災保険だけで地震保険に入っていないと何ももらえないの？

A 火災保険だけでは、保険金はもらえませんが、保険（共済）によっては、少額の見舞金もらえる場合があります。一度、ご加入の保険会社、共済に確認してみてください。

○悪質商法

※困ったなと思ったら、すぐに弁護士や国民生活センター（0120-214-888）にご相談下さい。

Q48 自宅に屋根の修理業者が来て、しつこく修理をすすめるので、契約書にサインをしたら、工事代金は相場の倍以上のものだった。契約を取り消すことはできないの？

A 取り消せます。

まず、この場合は、訪問販売ですから、契約条件を明確にした契約書をもらってから8日間は、一方的に無条件で契約を取り消すクーリング・オフができます。契約書が渡されなかった場合や契約条件を明確にしていなかった契約書を渡された場合には、契約から8日を過ぎてもクーリング・オフができます。また、クーリング・オフ期間が過ぎてしまっても、業者が嘘をついていたり、契約上重要なことを言

わないで契約させたような場合には、消費者契約法による取消、詐欺取消等によって契約の取消しができます。

※悪質リフォーム業者にご注意ください！

震災に便乗した悪質商法が発生しています。特に、住宅の修理に関して、トラブルが多いようです。住宅の修理を業者に依頼する場合には、次のことに注意してください。

- ① 訪問販売では、できるだけ契約しないようにしましょう。
- ② 修理工事を依頼するかどうかは、複数の業者から見積をとる等して、慎重に検討しましょう。
- ③ 業者の説明をうのみにせず、本当にその業者がいう修繕が必要かどうかを確かめましょう。
- ④ 業者から、詳細な見積書、改修計画書、工程表を出してもらいましょう。
- ⑤ 工事が完了しても、工事代金を全額支払うのは、契約どおりの工事がされているかを確認してからにしましょう。
- ⑥ 困ったなと思ったら、すぐに弁護士や国民生活センター消費者ホットライン（0570-064-370）や公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター（0570-016-100）にご相談下さい。

Q49 携帯電話に「地震速報」というタイトルのメールが届いた。メールを確認すると「詳細情報はこちら」とあったため、そのアドレスをクリックしたところ、出会い系サイトにつながった。そして突然「ご利用料金1万円を支払ってください」という表示が出た。支払わなければいけないの？

A 支払う必要はありませんし、絶対に支払わないでください。一度支払ってしまうと、騙しやすい人だと狙われてしまって、さらに同じような請求がくる可能性もあります。

その他、支援物資や義援金を募ることを装って、物やお金を騙し取ろうとする悪質業者もいます。支援物資や義援金を募る電子メールが届いたとしても、募集している団体等の活動状況や用途についてよく確認し、その指定されている振込先が、確かにその団体の正規の口座であるかも確認しましょう。電子メールで支援物資や義援金を募ってくる場合は、怪しいと疑ってかかった方がよいでしょう。

仙台弁護士会では、「弁護士による震災無料法律相談」を行っています。

場所：仙台市青葉区一番町2-9-18 仙台弁護士会館

○面談相談「震災無料法律相談」

毎週月曜～金曜（祝日を除く） 午前10時～午後3時

毎週土曜（祝日を除く） 午前10時～正午

月曜，木曜（祝日を除く）については午後6時～午後8時の時間帯も実施

ご予約・お問い合わせ

022-223-2383（平日午前10時～午後5時，月曜と木曜については午後5時30分～午後7時30分も受付）

震災時，宮城県等にお住まいだった方は，仙台弁護士会法律相談センターでの相談が**無料**になります。どうぞお気軽にお問い合わせください。

※平成24年4月1日施行の東日本大震災被災者援助特例法を利用した無料相談となります。

※対象者について

平成23年3月11日に宮城県に自宅や営業所があった方が対象となります。

ただし，法人の相談は対象外となります。

※相談内容について

震災関連相談に限らず，貸金，借地借家の問題，労働問題，二重ローン問題，離婚，行政などほぼ全ての相談が無料となります。ただし，刑事事件に関する相談については対象外となります（なお，逮捕拘留等されている方については当番弁護士制度がありますので，別途お問い合わせください）。